

令和6年度 いじめ問題調査委員会資料

千代田区教育委員会事務局

令和6年10月31日

令和6年度 いじめについて

千代田区教育委員会指導課

令和6年10月31日

1 千代田区立学校におけるいじめ

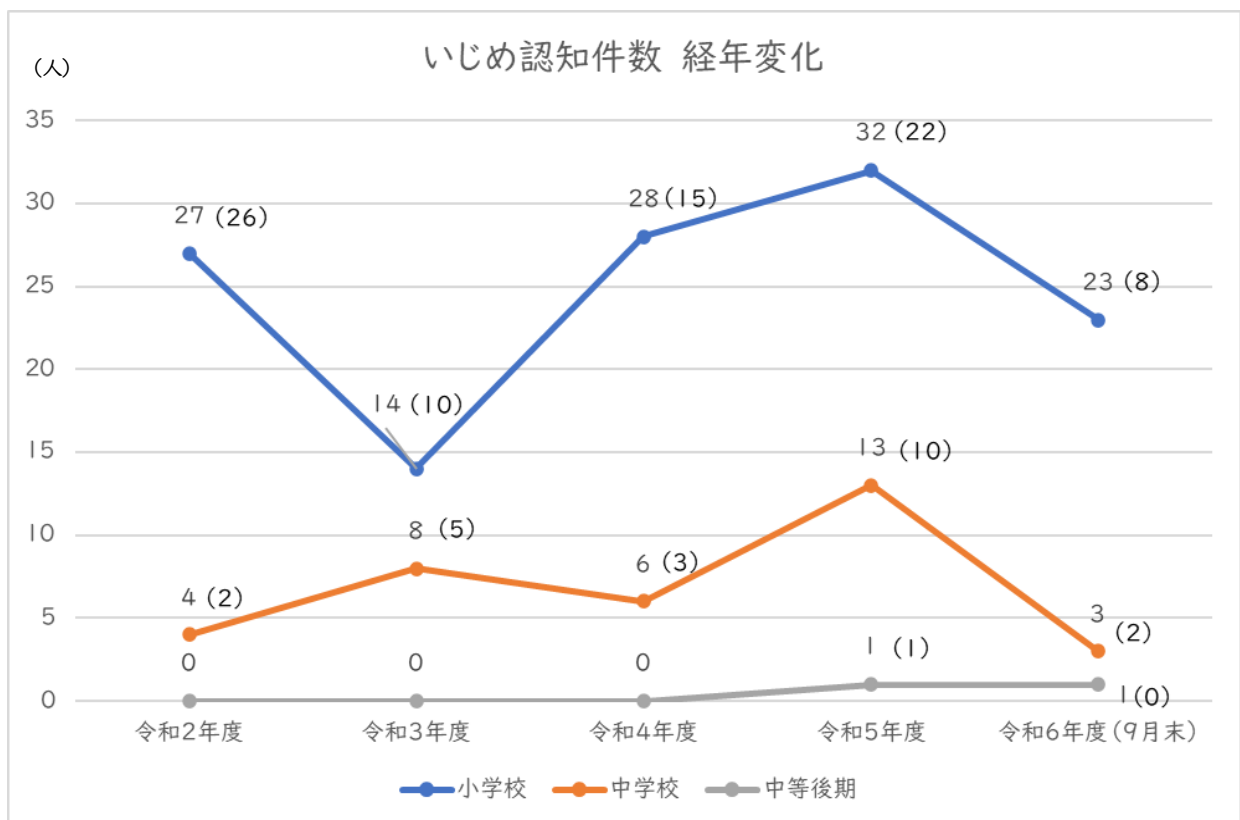
(1) いじめ認知件数

(在籍児童生徒数 約4,300人 小学校→約3,200人 中・中等教育学校→約1,100人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末時点)
件数	31件	22件	34件	46件	27件

「千代田区いじめ防止等のための基本方針」におけるいじめ解消の定義は「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること」「被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと」となっていて、謝罪等をもって安易な解消としないようにしている。なお、いじめの解消の認知については、担任や校長、SC等による本人及び保護者へのヒアリングを定期的に行うとともに、各学校実施のいじめアンケートや学校生活アンケート(ハイパーQU)の結果等を踏まえ総合的に判断している。

(2) 経年変化



※()の数字は解決件数

【特徴】

いじめの認知件数は、令和4年度から全体的に増加傾向である。各校がいじめの早期発見・早期解決に向け、軽微な事案についても積極的にいじめと認知していることが要因と考えられる。

2 千代田区のでいじめ対策事業について

※別紙①参照

令和6年度 不登校について

千代田区教育委員会指導課

令和6年10月31日

Ⅰ 千代田区立学校における不登校

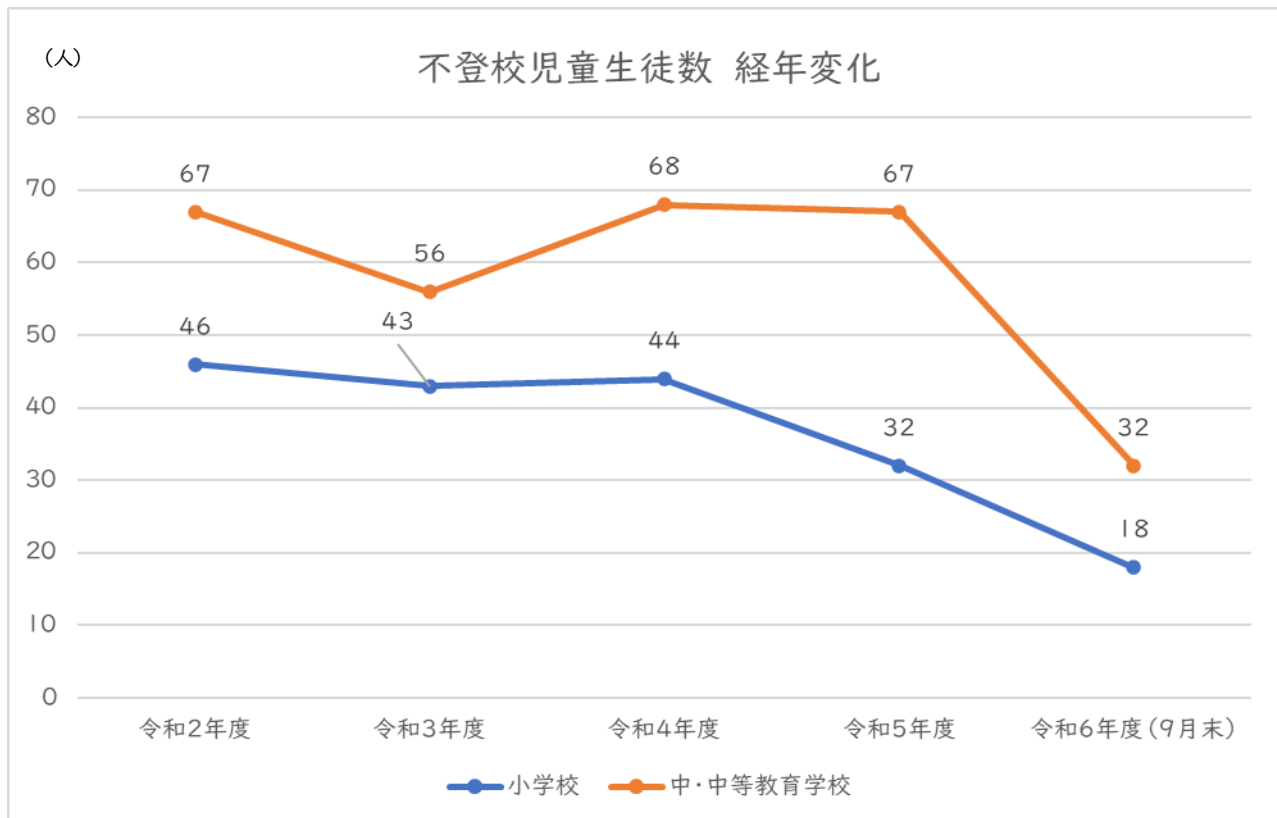
(1) 不登校児童生徒数

(在籍児童生徒数 約4,300人 小学校→約3,200人 中・中等教育学校→約1,100人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末時点)
人数	113人	99人	112人	99人	50人

文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

(2) 経年変化



【特徴】

不登校児童生徒数は、令和4年度から小学校は減少、中・中等教育学校は横ばいの傾向である。また、令和5年度の9月末時点(41名 小学校19名 中・中等教育学校22名)と比較すると増加傾向にある。